

第11回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月6日(火) 午後2時00分から午後2時57分

2. 開催場所 おりなす八女 小ホール

3. 出席農業委員 (22名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 敏通	3番	松尾 健一
4番	牛嶋 徹也	5番	小川 哲郎	6番	角 秀次
7番	馬場 康浩	8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
		17番	江崎 潔	18番	中村 善徳
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義	21番	田村 一彦
		23番	池尻 律芳	24番	城後 公一

4. 出席最適化推進委員 (13名)

2番	橋爪寿賀夫	7番	隈本 俊光	9番	末石 敏和
11番	牧口 武	16番	延 和洋	17番	井上 健吾
21番	一ノ瀬健次	27番	仁田原政美	31番	水本 敏明
33番	井上 昌彦	35番	古庄 秀司	41番	栗原 英喜
44番	末崎 博利				

5. 欠席委員 農業委員 (2名)

16番	古賀 則夫	22番	三宅 覚
-----	-------	-----	------

6. 欠席委員 最適化推進委員 (2名)

23番	加藤 龍一	37番	平 和宣
-----	-------	-----	------

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第47号 農地の買受適格証明について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可処分の変更について
 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について
 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について
 議案第51号 八女市空き家に付属した農地の指定解除について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松延 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 原 知輝 黒
 木支所 渡部 真弓 立花支所 安田 凌介 上陽支所 大淵 剛 星野
 支所 江藤 繁徳 矢部支所 堤 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	<p>みなさまこんにちは。10月に入りまして、朝夕はめっきりと涼しくなり、秋の気配を感じるようになりました。本日は令和2年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変お忙しい中にご参集下さいまして、誠にありがとうございました。皆様方にも文書でもって通知があっているかと思えますけれども、今回の総会より、推進委員の皆様方につきましては、毎回15人ずつ出席をしていただき、総会の進行については、案件の説明は事務局で行うように決まりましたので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。それではただ今より、農業委員会総会を開会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 議 長 着 席 ）</p>
議 長	<p>日程 第1・会議の成立</p> <p>只今の出席委員の数は農業委員 <u>22名</u>、 農地利用最適化推進委員 <u>13名</u> であります。</p> <p>会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 中島秀徳委員、10番 仁田原一太委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p>

議 長	<p>事務局をして案件の朗読をいたさせます。</p> <p>(案件朗読)</p>
議 長	<p>事務局朗読のとおり、報告1件・議案6件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告につきましては30件です。解約のあった土地64筆、うち田45筆、畑19筆、合計面積は72,983.65㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はございません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は、農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>7ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理についての番号1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、1番についてご説明します。(議案書朗読) 譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	2番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止ということで所有権移転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。

	<p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係委員である農業委員5番小川哲郎委員さんは、席を下げていただきますようお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番について説明いたします。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>小川哲郎委員さんの11条を解除します。元の席にお戻りください。</p> <p>続いて番号6番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、6番について説明します。(議案書朗読)譲受人の経営拡大と譲渡人の農業廃止による所有権移転売買の申請です。以上です。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p>

事務局	<p>続いて番号7番について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>7番について説明します。（議案書朗読）譲受人の経営拡大と譲渡人の経営縮小による所有権移転売買の申請です。以上です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 次の番号8番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の経営縮小、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番について説明いたします。（議案書朗読）譲渡人の農業廃止、譲受人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
事務局	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	10番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願います。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。 続いて番号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	11番について説明します。(議案書朗読)譲渡人の経営縮小と譲受人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請です。ご審議のほどよろしく願います。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	12番について説明します。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便ということでの所有権移転交換の申請です。以上でご

事務局	ございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	13番について説明します。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便ということでの所有権移転交換の申請です。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	14番についてご説明いたします。(議案書朗読)譲受人の耕作利便と譲渡人の耕作不便による所有権移転交換の申請でございます。なお、交換であります。もう一方の譲受人所有の交換地が山林であるため、本農業委員会総会には諮ってしておりません。以上、よろしくお願いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて、次の番号15番と13ページの議案第47号の農地の買受適格証明についての番号1番は関連しますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。買受適格証明とは、農地の競売・公売の入札に際し、農地を取得できない者が参加することを未然に防ぐために必要なものであり、農地法第3条の許可を受けられることを証明するものであります。本案件は福岡地方裁判所八女支部が行う競売案件で入札期間は令和2年11月18日から11月25日まで。開札は12月2日です。なお、本案件は競売案件ですので、申請者・参加人数の情報など守秘義務を徹底していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは15番についてご説明いたします。（議案書朗読）農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しております。申請者は耕作目的で取得を希望されてますので、落札者となった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については買受適格証明書の発行時の事情が異なっていなければ、発行することになります。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。</p> <p>続いて番号16番も先程と同様、13ページの番号2番と関連しますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16番についてご説明いたします。（議案書朗読）農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しております。申請者は耕作目的で取得を希望されてますので、落札者と</p>

事務局	なった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については買受適格証明書の発行時の事情が異なっていなければ、発行することになります。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。 続いて番号17番も先程と同様、13ページの番号3番と関連しますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	17番についてご説明いたします。(議案書朗読)農地法第3条の許可要件につきましては、申請書で許可要件を満たすことを確認しております。申請者は耕作目的で取得を希望されてますので、落札者となった場合、農地法第3条の所有権移転の許可書については買受適格証明書の発行時の事情が異なっていなければ、発行することになります。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がありませんので、原案のとおり決定し、買受適格証明書を交付いたします。 続いて番号18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、18番について説明いたします。(議案書朗読)申請人である譲渡人と譲受人は夫婦の関係であります。夫である譲渡人から妻で

事務局	ある譲受人への所有権移転贈与の申請です。よろしくお願ひいたします。
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 13ページの議案第47号の農地の買受適格証明についてはすべて審議済みですので、14ページをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第48号 農地法第5条の規定による許可処分の変更についての番号1番は16ページの議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての番号2番と関連しますので、一括して審議いたします。それでは事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるので、農地の区分と実施計画の許可の対象となり、転用目的は問題ないと考えております。こちらの案件につきましては、場所は八女市立長峰小学校から南に100mほど進んだ土地になります。(議案書朗読)</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、2人いる譲受人の1人の方については、雨水については自然流下。もう1人の方については、浄化槽を設置して裏庭側溝へ排水されるので、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。
農業委員 21番	はい。農業委員21番田村です。当初計画が1年半前の申請といううことで、1年半の間なぜこのような形になっていたのかということ

農業委員 21番	と、現地を見たところ、第2種農地になるのではないかと思ったのですが、八女市としては、どのような判断をされてるのでしょうか。
事務局	お答えします。国の基準では、第1種農地は10ヘクタール以上のまとまり・広がりがある農地としています。しかし、これは立地条件であって、住宅等の建設により農地の広がり分断され10ヘクタール以上のまとまり・広がり取れないときは、第2種農地として判断しています。今は当初の申請時から1年半が経過し現在は委員がおっしゃるように、この農地は第2種農地に該当すると思われませんが・・・
農業委員 21番	私が現地を見たときは、10ヘクタール以上の広がりなかったように思ったのですが。
事務局	当初の申請段階では10ヘクタール以上ありました。農地転用許可にかかる工事完了の取扱いについて、転用申請地が許可に係る工事が完了する前に当該土地が非農地であると判断することは適切ではないとなされていますので、（第2種農地ではなく）その当時の農地の区分で判断しております。
議 長	大丈夫ですか。
農業委員 21番	はい、大丈夫です。
議 長	それでは、外に何かご質問はありますか。 異議ありませんか。
（ 異議なしの声あり ）	
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 15ページをお願いします。
議 長	議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。

事務局	<p>説明させていただきます。申請地は、八女市納楚にある国道442号線納楚中の交差点から442号線沿いに東に約200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。令和元年11月に貸駐車場用地として転用許可を受けた土地の隣接地になり、今回の申請は新たに貸駐車場用地として拡充するものです。</p> <p>(議案書朗読) 隣接する農地はありません。水利の承諾もとれています。</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、雨水については自然流下で特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>16ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明させていただきます。申請地は、八女市立野にありますJAふくおか八女広域なし・ともと・もも集出荷施設の東側水路の隣にある農地です。北側の道路を東へ約200mほど進んだ北側に隣接する農地です。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。(議案書朗読) 宅地分譲用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は北側水路へ排水されますので、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次の番号2番は審議済みです。</p> <p>続いて番号3番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は、八女中央青果市場を北東に30mほど進んだところの農地です。農地の区分は、先程申し上げたように用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。（議案書朗読）専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は譲渡人所有であるため同意は不要です。水利の承諾はとれています。9月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南側水路へ排水されますので、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号4番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は、国道442号線と高速道路が交差したところから南へ200mほど進んだところの農地です。農地の区分は、農用地区内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）資材置場用地として利用するための申請です。隣</p>

事務局	<p>接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、雨水は南側道路側溝へ排水されますので、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は、国道442号線と高速道路が交差したところから南東へ50mほど進んだところの農地です。農地の区分は、先程と同じように、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、生活雑排水は下水道で処理され、雨水は南側水路へ排水されますので、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>17ページをお願いします。</p>
議長	<p>続いて番号6番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>はい、説明いたします。先程説明いたしました番号5番の専用住宅用地への進入路になります。申請地は、先程申し上げましたように国道442号線と高速道路が交差したところから南東へ50mほど進んだところの農地です。農地の区分は、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）専用住宅への進入路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月28日に現地調査を行った結果、雨水は南側水路へ排水されますので、隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>続いて番号7番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番について説明いたします。申請地は、八女市役所黒木支所から県道田主丸黒木線を北に100mほど進んで、市営吉書場団地入り口付近から左折して市道へ入り、すぐ右側の農地です。農地の区分は、公共施設・公益的施設が整備された区域にある農地であり、具体的には八女市役所黒木支所から300m以内にありますので、第3種農地と判断します。（議案書朗読）専用住宅用地として利用するための申請です。一般的に個人専用住宅の場合の転用可能面積は500㎡程度とされておりますが、当該農地は不整形の農地であり、残地の形状や利用可能性を考慮して678.01㎡が住宅建設に必要な面積として申請されました。水利委員の承諾も、隣接する農地の同意もとれています。</p>

事務局	<p>10月1日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽を設置され、東側の道路側溝へ排水される計画で、雨水も同様です。排水に関して特段問題はないと確認しております。以上、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、説明いたします。申請地は、立花町白木の筑南中学校から県道玉名八女線を南へ進み一ノ瀬橋を渡りまして、100mほどの場所を左折します。その後、50mほど進んだところにあります離石神社の西側にある農地です。農地の区分は、農用地区内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）お宮の駐車場用地として利用するための申請です。水利委員の承諾もとれています。</p> <p>8月24日に現地調査を行っており、隣接農地の同意もあります。排水に関しても、特段問題はないと確認しております。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号9番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>9番について説明いたします。申請地は、八女市役所星野支所より県道八女香春線を西に6kmほど進んだ旧小野小学校跡地に隣接した農地です。農地の区分は、農用地区内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地いずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。（議案書朗読）施設改築に伴います駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はありまして、水利の承諾もとれています。</p> <p>9月30日に担当委員と現地調査を行った結果、雨水は自然流下により排水されるので特段問題はないと確認しております。以上、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>19ページをお願いします。</p>
議長	<p>議案第51号 八女市空き家に付属した農地の指定解除について、番号1番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>八女市空き家に付属した農地の指定会場についての番号1番についてご説明いたします。（議案書朗読）当該農地は昨年の11月総会において審議いただき、空き家に付属とした農地として指定いただきましたが、空き家バンクの登録が取り消されたため指定を解除するものです。なお取り消された理由につきましては、空き家のみ売買が成立したとのことです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、空き家に付属した農地の指定を解除いたします。</p> <p>続いて番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2番についてご説明いたします。(議案書朗読) 当該農地は今年の7月総会で審議いただき、指定いただいた農地です。先程と同じく空き家バンクの登録が取り消されたため指定を解除するものです。なお取り消された理由につきましては、空き家の売却をやめて所有者で管理していくとのことですので。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>異議ありませんか。</p>
農業委員 21番	<p>議案書の指定解除の理由の欄には“空き家バンクの登録が取り消されたため”と書かれていますが、これではよく分からなかったので先ほど言われたような理由を議案書には表記しないのですか。何か支障があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>特段支障はございませんので、次回からは個人情報に配慮のうえ、わかりやすい説明に替えさせていただきます。</p>
農業委員 21番 議 長	<p>分かりました。</p> <p>他に異議はありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、空き家に付属した農地の指定を解除いたします。</p>
農業委員	<p>すいません。聞きたいことがあります。競売の3条許可と買受適格</p>

21番	証明は対になっている内容だと思うので、競売の3条許可と買受適格証明は、通常の3条とは別の議案で審議することはできないのでしょうか。
農業委員 19番	それぞれの案件は違うものなので、3条と買受適格証明の案件をまとめるということは難しいのではないかと思うので、その件に関しては仕方がないことではないでしょうか。
事務局	買受適格証明と競売の3条の関連性に関しては、議案としては分けるべきだと考えます。ただし、関連しておりますので、3条の許可がないと適格証明は発行できないので、このまま議案を分けたうえで、審議の時に一括して行うというのが適していると思います。
議長	この件につきましては、このようにさせていただきたいということでよろしいでしょうか。
農業委員 21番	分かりました。 それと、14ページの面積が変更前と変更後で変わっているのはなぜでしょうか。
事務局	ご説明いたします。当初計画については、田の時の登記簿の面積ですが、確定測量等により面積が見直されて、登記簿の面積が変わることがあります。登記簿上の面積を参照していますので、計画変更前後で若干の変化が見られます。
農業委員 21番 議長	分かりました。 以上で議案の審議は全部終了いたしました。 これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでした。

(閉会宣言 2時57分)

令和2年10月6日

議 長 城後 公一

9 番 中島 秀徳

10 番 仁田原 一太